

雇用促進計画を提出された 事業主の皆様へ

達成状況の確認はお早めをお願いします！

雇用促進税制の適用を受けるためには、**事業年度終了の翌日から2ヶ月以内**（個人事業主は3月15日まで）に、ご提出いただいた「雇用促進計画－1」の原本に達成状況を記載し、納税地管轄のハローワークに確認を求め、税務署に申告する必要があります。

達成状況の確認と返送は、2週間程度（4月、5月に受けたものは1ヶ月程度）かかりますので、**事業年度終了後速やかにご提出ください。**

なお、達成状況の確認については、雇用保険申請データをもとに確認いたしますので、**計画期間中の資格取得、資格喪失の届出は、達成状況の確認を求める前に済ませてください。**

提出書類

●「雇用促進計画－1」

事業年度開始時にご提出いただいた雇用促進計画－1に達成状況を記載してご提出ください。

添付書類

●「雇用保険一般被保険者のうち雇用促進税制の対象外となる者に係る申告書」

所定の様式に必要事項を記入しご添付ください。

様式については大阪労働局HPをご参照ください。

<http://osaka-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp/>

●「返信用封筒（簡易書留の所要額の切手を貼付）」

雇用促進計画の達成状況は、お預かりした後、確認の上ご返送いたします。

※計画期間中に企業再編を行った場合は「雇用促進計画－3」もご添付ください。

